三重県災害対策本部機能強化調査業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 事業名

三重県災害対策本部機能強化調査業務委託

2 事業の目的

本県では、県庁本庁舎5階の防災対策部内に災害対策本部の専用スペースとして災害対策室を設けており、大雨警報等の発表の際は、同室に災害対策本部を設置し対応している。また、県内震度5強以上の地震の発生や大津波警報が発表されるなど甚大な被害が想定され、災害対策本部の配備態勢を拡大すること(非常体制)が必要となった場合は、県庁講堂や講堂棟会議室を活用して対応することとしているが、災害対応に必要なスペースが十分に確保されているとは言い難い状況にある。

初動対応をはじめとした災害対策本部活動を迅速かつ的確に行うためには、活動の拠点となる災害対策室を十分な面積をもって整備するとともに、機動的かつ長期間の災害対応が実施できる機能や、災害時に連携して活動する国や防災関係機関の活動スペースを十分に確保する等、ハード面の対策が必要である。

そこで、大規模災害など危機事案への総合的な対応拠点となる施設の整備等を検討する ため、初動対応をはじめとした災害対策本部活動を迅速かつ的確に行うために必要なスペースや設備等を調査・整理する。

そのうえで、県が示した複数のパターンについて、比較検討を行うために必要となる条件整理・配置図作成等を行う。

3 事業の概要

本事業の業務内容は以下のとおり。

- (1) 三重県災害対策本部の現状の整理・課題の抽出
- (2) 検討材料となる基本情報の調査
- (3) 災害対策本部のあるべき姿の検討
- (4) 各パターンの条件整理・配置図作成
- (5) 比較一覧表等の作成
- (6) 整備スケジュールの作成
- (7)報告書等の作成
- (8) 打合せ協議

4 業務内容

別添「三重県災害対策本部機能強化調査業務委託仕様書」に記載のとおり。

5 委託期間

契約締結の日から令和5年3月17日(金)まで

6 契約上限額

6,043,400円(消費税及び地方消費税を含む)

7 企画提案者の参加資格

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第 1項各号に掲げる者でないこと。

- (3) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が本企画提案コンペに対して2つ以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実に反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字に誤脱があったとき、又は識別しがたい見積、又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (6) 契約上限額を越える金額で見積をしたとき。
- (7) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (8) 提案の選定に先立ち適否評価を行い、その結果「否」と判定されたとき。 (ただし、提出された提案数が少ない場合は適否評価を省略する場合がある。)
- (9) その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 企画提案コンペの実施方法

(1) 最優秀提案者の選定

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案書等を、「三重県災害対策本部機能 強化調査業務委託企画提案コンペ選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において 審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

なお、「有効性」及び「企画性」の審査項目については、配点を2倍とする。

<u> </u>	
審査項目	審査内容
有効性	業務目的を達成するために、具体的かつ効果的なアプローチ
	が検討されているか。
企画性	業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、
	構想力のある提案内容となっているか。
計画性	業務の実施体制、業務スケジュール及び工程管理は適切に計
	画されているか。
業務遂行能力	業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最
	後まで遂行する能力があると判断できるか。
経済性	積算内容が明記されており、妥当な価格であるか。

(2) プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたっては、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、WEB会議システム等を活用して実施する場合がある。

ア 実施日(予定)

令和4年7月29日(金) ※改めて別途通知する。

イ 場所

三重県庁会議室もしくは周辺施設会議室 ※改めて別途通知する。

ウ 時間

改めて別途通知する。

工 説明者

3人までとする。

オ その他

プレゼンテーションは、事前にご提出いただく企画提案書等のみを使用し、説明すること。企画提案書の提出が多数あった場合は、選定委員会において事前に書類審査を行い、提案者を5者程度選定したうえで、当該提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(3) 選定結果の通知

上記(1)の選定結果については、令和4年8月3日(水)までに各企画提案書の 提出者に対し文書により通知する。

10 提出を求める企画提案書等

- (1) 企画提案書(任意様式) 8部(正本1部、写し7部)
 - ・規格は日本産業規格のA4判(A3版による折り込み可)、両面印刷、長辺とじ、文字サイズ12ポイント以上、表紙を含め20ページ以内とすること。
 - ・企画提案書には下記を含めて、できる限り具体的な提案内容を記載すること。
 - ア)業務の実施体制
 - ・業務実施体制(実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名)
 - ・業務に関連するその他の組織等との連携体制
 - イ)業務委託仕様書に記載の業務内容を実施するための取組方針や基本的な進め方、 事例収集や整理の方法
 - ウ)業務実施スケジュール
 - ・令和4年8月上旬の契約締結を前提に、令和5年3月17日までのスケジュール
 - エ) 過去の実績
 - 過去に類似業務を実施した実績がある場合、その業務概要(時期は問わない。)
- (2) 見積書(任意様式) 8部(正本1部、写し7部)
 - ・消費税を外税表記とし、積算根拠が分かる内訳書を添付すること。
 - ・記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見 積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
- (3) その他必要書類
 - ア)企画提案コンペ参加資格確認申請書(別紙:様式1) 1部 (添付書類)

法人にあっては、「登記簿謄本」又は「登記事項証明書」の写し 1部個人にあっては、申請者の本籍地市町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の成年被後見人、被保佐人等について「登記されていないことの証明書」の写し 1部

但し、「三重県入札参加資格者名簿(建設工事関係)登録者」、「三重県物件等電 子調達システム利用登録者」については、添付書類の提出を省略することができ るものとする。

イ) 会社の概要を説明する書類(別紙:様式2)

1部

ウ) 会社概要パンフレット

8部

工)契約実績証明書(別紙:様式3)

1 部

過去5年間に類似業務を実施した実績がある場合は契約実績について記載すること。

(4) 企画提案書等提出期限

令和4年7月20日(水)17時まで(必着)

(5)提出場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県防災対策部防災対策総務課(三重県庁5階)

(6) 提出方法

上記(5)の場所へ持参又は郵送すること(メール及びファクシミリでの提出は受け付けない)。

なお、郵送する場合は一般書留郵便で、(4)提出期限内に到着するよう配達日時の 指定を行い、企画提案書等が(4)提出期限内に確実に届くかどうかを送付前に郵便局 で確認すること。また、発送した後に、電話にて15の担当部局に発送した旨を連絡する こと。

11 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和4年7月7日(木)17時まで(必着)

(2) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けない。

- ・他の応募者からの提案書提出状況に関する内容
- ・積算に関する内容
- ・ 採点に関する内容
- (3) 質問の提出

電子メール又はファクシミリのいずれかの方法により行うものとし、15の担当部局へ提出の上、担当部局に受領確認すること。

(4) 質問に対する回答 令和4年7月11日(月)17時までに原則、三重県ホームページに掲載する。

12 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1)消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納税額がないことの証明 用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月以内に発行したもの)の 写し(提示可) 1部
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書(無料)」 (三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月以内に発行したもの)の写し (提示可) 1部
 - ※(1)(2)について、新型コロナウイルス感染症の影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、提出(提示可)ができない場合は、別紙:様式5を提出(FAXまたはメール可)してください。

13 契約方法等

- (1)「三重県会計規則」第65条第3項の規定により作成された予定価格の範囲内で、最も優れた提案を行った最優秀提案者と契約条件を協議のうえ委託契約を締結する。
- (2) 契約方法に関する事項
 - ア 契約条項を示す場所は下記15の場所とする。
 - イ 契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし、会社更生法(平成14年 法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは 申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に よる再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下こ れらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札 参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画 の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に 限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金 額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除する。 ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更 生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- ウ 契約書は2通作成し、三重県及び受注者の双方各1通を保有するものとする。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額(1円未満の端数が生じたときは切り捨てます)とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- エ 契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (3) 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行うものとする。

(4) 契約代金の支払い方法、支払場所及び支払時期 契約内容の履行が完了し、検査に合格した後、適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に指定された金融機関へ振り込むものとする。

14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条 又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格 停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

- (4) 不当介入による通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
 - ア 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 発注所属に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、 納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と 協議を行うこと。
 - イ 受託者が アの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係 契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格 停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (5) 提出された企画提案書等は返還しない。
- (6) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、企画提案者が負担するものとする。
- (7) 提出された各資料については、特別な事情がない限り再提出は認めない。
- (8) 企画提案されたものは、見積書(上記10(2))の中ですべて実現できるものと判断する。
- (9) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (10) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (11) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。
- (12) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する 法を順守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ、適切に 対応するものとする。
- (13) その他必要な事項は、三重県会計規則に規定するところによるものとする。

15 担当部局

三重県防災対策部防災対策総務課 担当 保村、山田 電話 059-224-2181 FAX 059-224-2199 E-mail <u>btsomu@pref.mie.lg.jp</u>